

藤原不比等論

第2章 「祓いの神道」について

第1節 大祓（おおはらい）の成立

私たちは、神社に正式参拝した時には「お祓い」を受ける。神道の用語では修祓（しゅばつ）というが、神職が祓詞（はらえことば）を奏上し、そのあとに行われるので、その間は参列している人たち全員が頭を下げた姿勢のままでお祓いを受ける。こういう一般的な「お祓い」も形式からいえば「祓いの神道」であるが、歴史的にいえば、朝廷の儀式としての「大祓（おおはらい）」が古く、「祓いの神道」は「大祓（おおはらい）」に始まったと考えてよい。

『神道史大辞典』（園田稔、橋本政宣編、吉川光文社、2004年6月）によれば、『記紀に見える須佐之男命の千座置戸（ちくらのおきど）の祓の神話は、祓の起源を物語る説話である。このような古い祓をもとにして、おそらく天武天皇の時代に、国中のあらゆる罪をはらい清めることによって、新しい国家社会を建設することを意図して、大祓の儀式が創始され、やがてこれが毎年6月・12月晦日の大祓の朝儀として制度化されることになった。』・・・とある。

物部神道は、古代の神道の最後の生き残りで、その命脈は587年の蘇我一族による物部一族制圧によって絶たれた。内容的には謎の部分が多いが、思想は旧事本紀から伺い知られる。十種神宝（とくさのかんだから）や、「ふるべ、ゆらゆらとふるべ」の呪文などが知られる。基本的に魂を奮い起こすことにより精神的エネルギーを高め活力を生み出す神道ではなかったと推定される。

「祓いの神道」は、物部神道が滅び、仏教が国家祭祀の中心になった時代に中臣鎌足が巻き返して提示した神道で、それを藤原不比等が完成させて、国家計画化する。その意味で、「祓いの神道」は「中臣神道」と言ってよい。その後、日本の神道の中心になるが、その根本は大祓詞（おおはらえのことば）に見られるような「けがれとはらい」の思想である。

梅原猛は、その著「飛鳥とは何か」（1986年6月、集英社）の中で、「祓いの神道」は初めて天武天皇によって開始されたが、それは東漢氏の遺産によるものだと言っている。

る。詳しくは「飛鳥とは何か」（1986年6月、集英社）を読んでほしいが、その要点のみここに紹介しておこう。梅原猛は、次のように述べている。すなわち、

『平城遷都とともに、まさに、飛鳥の時代は完全に終焉を遂げるのである。後に、東漢氏の中にただ一氏、坂上氏が栄えたが、それは、武人・坂上田村麻呂を出現せしめたことによってである。東漢氏は、文化的指導力を失って、武人として生き残ったのである。

（岩井國臣の注：梅原猛は丹波康頼に眼がいていないのは残念である。阿知王の子孫は、坂上氏と丹波氏がずっと歴史を通じて文化的指導力を発揮したのである。丹波氏のこと、医心方のことを忘れてはならない。）』

『こうして、飛鳥はと遠くなったが、私は、不比等、というより藤原氏は、東漢氏から実に重要なものを受け継いでいると思う。それは、「祓いの神道」である。われわれはふつう日本の神道というと、祓いのことを考えるが、祓いは、けっして昔から日本の神道の中心的行事ではなかった。』

『「大宝令」の施行とともに、この祓いの行事は、もっとも重要な国家の神事の一つになったのである。この定例の祓いの神事に、東漢氏は西漢氏とともに重要な役割を演じるのである。』

『まず、東西の漢氏によって祓いが行われ、次に文武百官を集めて、中臣氏によって祓いが行われるのである。この東西漢氏の祓いと、中臣氏の祓いの言葉が、「延喜式」の祝詞（のりと）に残されているが、東西漢氏の祓詞（はらえごと）は漢語であり、中臣氏の祓詞（はらえごと）は和語である。東西漢氏の祓詞（はらえごと）次のようである。「謹請、皇天上帝、三極大君、日月星辰、八方諸神、司令司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四氣、捧以祿人、請除、禍災捧以金刀、請延帝祚、呪曰、東至扶桑、西至虞淵、南至炎光、北至弱水、千城百闕、精治万歳、万歳万歳」』

『これは、明らかに道教の神事であろう。東西漢氏は、これを漢語で読み、人形（ひとがた）を捧げて、天皇の身のけがれを除き、金刀を捧げて、天皇の齡（よわい）の長久を祈る訳である。祓いの儀式の一つの目的は、明らかに、天皇の長久を祈るためである。しかし、それに尽きないところに、祓いの神道の政治的性格がある。中臣の祓いは、文武百官を集めて行われるところに、その意味がある。親王以下文武百官を侍らせて、祓いかなされ、神の言葉が告げられる。皇孫が天降りましましてから多くの罪が出たが、この罪を、この六月の晦（つごもり）、あるいは十二月の晦（つごもり）を期して、水に流してやる。それゆえに、購（あがな）いを出せ。これを私は、国家による司法権の確認の神事であると思う。』

『このように不比等は、東漢氏の伝える道教の儀式を、律令の精神によって改造して、「中臣の大祓の祝詞」なるものを作成し、そして、それに基づいた記紀神話を創造したと思われるが、この祓いに刑罰を含ませる事は、おそらく天武帝から学んだのであろう。』・・・と。

以上述べてきた通り、藤原不比等の大改革によって「中臣の大祓の祝詞」が作られ、それに基づいた記紀神話が創造された。しかし、その「祓いの神道」は初めて天武天皇によって開始されたものであり、それは東漢氏の伝える道教の儀式が律令の精神によって改造されたものである。すなわち、わが国の現在の神道は、藤原不比等が物部神道に道教の祓いの思想によって改良をくわえて大改革をしたものである。

第2節 大祓（おおはらい）の内容

中臣大祓詞の本文の口語訳は以下の通りである。

（1）天孫降臨の故事と天皇統治の淵源

高天の原に神様として鎮まっておられる貴く又むつまじい皇祖の男神様・女神様のお言葉によって、沢山の神々をすっかりお集めになり、十分御審議をお尽くしになって、「我が皇御孫の命（貴い神のお孫様、皇孫邇邇芸命）は豊かな葦原の茂る瑞々しい稲穂に恵まれた日本の国を、安らかな国として平穩にお治めなさい」と仰せられて、この国を御委任申し上げなされた。このように御委任申し上げなされた国の中で、乱暴する神たちを次々に問い糺され、次々に掃いのけられて、さわがしく物を言っていた岩石や樹木や一片の草の葉までも、ものを言うことを止めさせて、すっかり平定して、皇御孫の命を天上の堅固な御座を後にして、空に幾重にもたなびく雲を神々しい威力で掻き別け掻き別けして、天上から地上へお降し申し上げた。このようにして御委任申し上げた地上の国の真中のすぐれた所として、この太陽が空高く輝く大倭の国（大和の国）を、安泰な国として平定申し上げて、地下の大きな岩の上に宮殿の柱を太くしっかりと立て、高天の原に向かって宮殿の千木を高々と聳やかして、皇御孫の命の生気に満ちた御殿をお造り申し上げて、そこを天を覆う陰また日光を覆う陰となる立派な御殿として、皇御孫の命はお住まいになって、これから安泰な国として平穩に統治して行かれるその国の中に、

（2）罪の発生と罪の種類

どんどん生まれ出て増えて行く人民らがこれからきっと過ち犯すと思われる種々雑多な罪の行為は、まず天つ罪として、畔放ち（田のあぜをこわす罪）・溝埋め（田に水を流す溝を埋める罪）・樋放ち（田に水を送る竹や木の管をこわす罪）・頻蒔き（穀物の種をまいてある上へ重ねてまいて、成長を妨げる罪）・串刺し（家畜にとがった串をさして殺す罪）・生剥ぎ（家畜の皮を生きたまま剥ぐ罪）・逆剥ぎ（家畜の皮を尾の方からさかさまに剥ぐ罪）・屎戸（肥料の屎にのろいをかけて、農耕の妨害をする罪）というように、こんなに数多くの罪を天つ罪として区別を定めて、つぎに国つ罪として生膚断ち（人の膚を傷つける罪、但し被害者が生きている場合）・死膚断ち（人の膚を傷つけて殺す罪）・白人（皮膚の異常に白くなる病気）・こくみ（こぶのような皮膚の異常の類）・己が母犯す罪（自分の母親と通ずる罪）・己が子犯す罪（自分の娘と通ずる罪）・母と子と犯す罪（一人の女性と通じ、更にその女性の娘と通ずる罪）・子と母と犯す罪（一人の女性と通

じ、更にその女性の母親と通ずる罪）・畜犯す罪（畜類と通ずる罪）・昆虫の災（家屋の下部に蛇やむかでのような地を這う虫が加える災禍）・高つ神の災（高いところにいる雷神が家屋に落ちて生ずる災禍）・高つ鳥の災（家屋の上部に鷲や鷹のような空を飛ぶ鳥が加える災禍）・畜仆し蟲物する罪（畜類を殺してその血を取り、悪神を祭って憎む相手をのろう呪術を行う罪）というふうに、こんなに数多くの罪が出て来るであろう。

（3）大祓の行事実施の教示

このように数多くの罪が出て来れば、天上から伝わった宮廷の儀式に従って、大中臣が神聖な金木（金属のように堅い木）を根もとを打ち切り、先端を打ち断って、中間を沢山の祓えつ物（祓の時、罪を贖うために出す品物）を置く台の上に、祓えつ物のしるしとしていっぱい置いて、神聖な菅の繊維を、根もとを刈り断ち、先端を刈り切って、中間をこまかく針状に裂いて、祓えの具として用意して、その上で、天上から伝わった神聖な荘厳な祝詞（天津祝詞の太祝詞事）の言葉を宣読せよ。

（4）罪消滅の予言

このように宣読するならば、天上の神々は住まっておられる天の岩屋の戸を押し開いて、空に幾重にもたなびく雲を神々しい威力で掻き別け掻き別けして、お聞きになるであろう。又地上の神々は、高い山の頂や低い山の頂にお登りになって、高い山の上のいゑり（語義未詳。ただし、仮屋、雲霧といった説がある。）や低い山のいゑりを掻き別けて、お聞きになるであろう。

（5）罪消滅の状況

このように神々が確かにお聞きになったならば、天皇様の朝廷を初めとして、天下の方々の国には、罪という罪は一切なくなってしまうであろう。その罪がなくなってしまう様子は、ちょうど風の吹き起こる大もとの戸口から吹いてくる風が、空に幾重にもたなびく雲を吹き放ってしまうことのように、又朝方立つ霧・夕方に立つ霧を朝風・夕風が吹き払ってしまうことのように、又大きい港のほとりに停泊している大きい船を船首の縄を解き放ち船尾の縄を解き放って、大海原に向かって押し放つことのように、又遠い向こうの方の繁茂した木の根もとを、よく焼き入れをした鋭利な鎌でもってぼっさぼっさと切り払うことのように、あらゆる罪は消え去って、後に残る罪は全くなくなってしまうであろう。

(6) 罪消滅の経路と神々の関与

このようにすべての罪をなくしてしまおうとして、今日こうして朝廷において大祓の儀式を行って、祓い清めて下さる罪（具体的には罪を付けた祓えの品物）を、高い山や低い山の頂から勢いよく落下してさか巻き流れる速い川の瀬においでになる瀬織津比咩という神様が、川から大海原へ持ち出してしまうであろう。このように持ち出して行ってしまえば、激しい潮流の沢山の水路が一所に集合して渦をなしているところにおいでになる速開津比咩という神様が、それがかっかっ音を立てて呑み込んでしまうであろう。このようにかっかっ音を立てて呑み込んでしまえば、息を吹きだす戸口の所においでになる気吹戸主という神様が、それを地底の闇黒の世界（根の国・底の国）へ息で吹いて放ちやってしまうであろう。このように息で吹いて放ちやってしまうと、地底の闇黒の世界においでになる速佐須良比咩という神様が、それを持ってどこもろつき廻って、ついにすっかりなくしてしまうであろう。

(7) 本日の実施の大祓による罪の消滅

このように罪をなくしてしまえば、天皇様の朝廷にお仕え申し上げる役所役所の役人たちを初めとして、天下の方々の国には、今日から始まって、罪という罪は一切なくなってしまうであろうというわけで、高天の原に向かって耳を振り立ててこの祝詞の声を聞く象徴の物として、儀式の場に馬を引っぱって来て、今年の六月の晦日の夕陽が西に傾く時刻に実施されるこの大祓の儀式に、人々の罪を祓い清めて下さることを、参集した皆の者ら、よく拝聴せよと宣り聞かせる。

以上の通り、中臣大祓詞は記紀神話が前提として成り立っている。藤原不比等は中臣大祓詞を作るために日本書紀を編纂したのであり、古事記は日本書紀との整合性が図られるように、原案の校正が加えられたのである。すなわち、記紀がなければ中臣大祓詞は有名無実のものになるのであり、梅原猛が言うように、中臣大祓詞を成立させるために、記紀が作られたのである。

以上の本文が読み上げられる前に、次のような前文が宣言される。

この場に集まり控えている親王たち・諸王たち・諸臣たち及び数多くの役所の役人たち、皆の者ら、よく拝聴せよと宣り聞かせる。

天皇様の朝廷にお仕え申し上げているひれを掛けたり襷を掛けたりして御膳奉仕の職を勤める人々、又鞆を背負ったり剣を腰に着けたりして宮廷警護の任に当たる人々、その他数多くの職にある人々を初めとして、それぞれの役所にお仕え申し上げている役人たちが、これまでに過ち犯したと思われる種々雑多な罪を、今年の六月の晦日の大祓の儀式で、きれいさっぱりと祓い清めて下さることを、皆の者ら、よく拝聴せよと宣り聞かせる。

そして、さらに最後に、卜部らに対して次のような命令がなされる。すなわち、

『 四つの国（伊豆・壱岐・対馬上県・対馬下県）の卜部らは、大川へ行く道に祓えの品物を持って退出して、大川に祓い棄てよと宣り聞かせる。』・・・と。

この命令がどのような意味を持っているのか、浅学の私などにはまったく判らないが、[平山晃司の論文「刑罰の宗教的起源」](#)では、『 大祓詞の最後の一節「四国の卜部等、大川道に持ち退り出でて、祓へ却れと宣る」において省略されている目的語は言うまでもなく「罪」であり、実際の儀式では罪を移された葛霊（すうれい）ないし人形が川に流された。』と説明している。

卜部らとは、 四つの国（伊豆・壱岐・対馬上県・対馬下県）からそれぞれ5人ずつ選ばれた計20名の神祇官(じんぎかん)に仕えた職員のことであるが、大祓（おおはらい）の最後に、罪を移された葛霊（すうれい）ないし人形を川に流すという儀式が行われたと平山晃司は考えているようだ。現在、六月の大祓を夏越（なごし）の祓と呼ぶが、京都・上賀茂神社の夏越（なごし）の祓が有名であるので、それをここに紹介しておきたい。

https://www.youtube.com/watch?v=SykgW_UHeW0

なお、神祇令（律令制度の中で公的な祭祀の基本を定めた部分をいう）では、祈年祭・月次祭には、百官が神祇官に集まることと中臣が祝詞を宣すことが定められている。

第3節 大祓（おおはらい）の政治的効果

神祇官は、朝廷の祭祀を司る官であり、諸国の官幣社（かんぺいしゃ）を総轄した。官幣社（かんぺいしゃ）は朝廷から**幣帛**や幣帛料を支弁される神社のことで官社（かんしゃ）ともいう。神祇官が**奉幣**しまつる官幣社（573）と、国司が奉幣しまつる国幣社（2288）とがあり、それぞれ大、小にさらに区分され、また大に名神大社（みようじんたいしゃ）と大社とがあった。その数をあげると、官幣大社198(名神大社74, 大社124)、官幣小社375、国幣大社155(名神大社129, 大社226)、国幣小社2133となる。

これらについては、平安時代に編纂された「延喜式神名帳」によって知ることができ、現在、次のホームページによってそれら神社の様子を知ることができる。

<http://www.genbu.net/engi/>

それによると、「延喜式神名帳」については次のように説明している。すなわち、

『平安時代の律・令・格の施行細則を集成した法典で、醍醐天皇により延喜五年（905）八月に編纂を開始、二十二年後の延長五年（927）十二月に完成した。

五十巻三千数百条の条文は、律令官制の二官八省の役所ごとに配分・配列され、巻一から巻十が神祇官関係である。延喜式巻一から巻十のうち、巻九・十は神名帳であり、当時の官社の一覧表で、祈年祭奉幣にあずかる神社二千八百六十一社（天神地祇三千百三十二座）を国郡別に羅列している。ここに記載された神社が、いわゆる「式内社」である。つまり、式内社は、平安時代（10世紀）にすでに官社として認定されていた神社であり、由緒ある神社として知られていたことになる。

いわゆる六国史〔日本書紀、続日本紀、日本後紀、続日本後紀、文徳実録、三代実録〕に記載されている神社を国史現在社／国史見在社と呼ぶ。国史現在社である（平安以前に存在していた）にも関わらず「式内社」として延喜式に記載のない社を「式外社」と呼ぶ。』・・・と。

なお、上に紹介したホームページには、全国の「式内社」および「式外社」の概要を説明しているので、是非、ご利用ください。

以上の通り、神祇官は、国司を通じて間接的にも全国の主な神社を総轄していたのであり、その政治的影響力は実に大きく、国の財政を後押ししていたのである。神祇官が国の財政を後押ししていた、それはどういうことか？ それをいかに説明したい。中臣神道がなければ、国の財政は成り立たなかったのである。

古代においては、祭祀を主導した豪族がその費用や供物とするために支配民から徴収したものが初穂であったという。後に豪族の政治・宗教権限がヤマト王権に剥奪されて律令政府が確立されると、初穂は律令政府を代理する国府に納められる田租（でんそ・「租」）へと転換して、後の租庸調制を構成する1つとなったとされている。

八世紀初頭に成立した日本書紀、同時期に律令制、国家神道は完成しているが、それらは一体のシステムだったのである。

律令制度は土地改革の意味もあり、全国の土地をいったんは国のものとしてから、改めて百姓に配分し、その土地から得られた収穫のうち一定の量を中央に戻すというシステムだった。では、いかにして朝廷は民衆から効率的に、かつまた穏便に取り立てを行ったのであろうか。ここに「神」が介在した。

神道祭祀をつかさどる神祇官は、豊年祈願の祭りのほか、祈年（としごいの）祭や月次（つきなみの）祭、また収穫を祝う新嘗祭を行うにあたって、まず全国の神社の神官を中央に集め、神に捧げ物（幣帛：へいはく）をした。この捧げ物（幣帛）を地方の神官に配る。この捧げ物が律令制度のマジックである。

祈年祭で中臣氏は、次のような祝詞をあげた。

天皇が稲穂などの幣帛を、穀物の実りをつかさどる神に捧げるからこそ、神の加護を得られ、これをもって農耕に励むことで、豊作が約束される。

言葉を換えると、捧げ物をしなければ豊作も約束されないわけだ。

このような国家祭祀のミニチュア版が各地方の神社の役目であったと。そこにおいても、昨年の最良の収穫物を土地の神々に捧げ、その霊力を付与されていたはずである。そのような地方の全ての神社の中から、有力な神社が選ばれて、その祝(神職)たちが、遠路はるばる都の神祇官まで参集し、国家の祈年祭に参加し、皇祖神の霊力で満たされた稲穂以下を班与されていたのである。

『 皇祖神＝宇宙神の霊力の宿る稲穂などを班与（分け与えた）のは、それを地方の神々と村々に与えることで、彼らの自発的な皇祖神への感謝の気持ちを引き出し、それによって、神々への感謝の初穂の名目で、租税を取り立てることができる。』・・・と藤原不比等は考え、その考えを全国に広めたのである。

つまり、国家から地方へ広がるこのようなネットワークを通じて、神の靈力を宿した種籾が百姓に配られた、ということになる。つまり八世紀に完成した中臣神道は、律令制を維持するための政治的な側面も持ち合わせていたのである。

この神社ネットワークの中核を握ったのが、当時の祭祀を司っていた中臣氏（藤原氏）だった。藤原不比等が『日本書記』で、神々を系列化し正統化したのも、この律令制度＝徴税を握るためである。

藤原氏の当初の力には、この律令制と神社ネットワークが大きく寄与したと思われる。

しかし、聖武天皇の後、次第に寺院の力がついていくと、相対的に神社の力が弱くなり、やがて神祇官の中央コントロールが効かなくなっていく。その例として多度神社の例を紹介しておこう。[「メディアアイランド」というホームページは、次のように述べている。](#)すなわち、

『天平宝字7（763）年、三重県北部の多度大社の大神が、人に憑依して下のような託宣をしました。「私は多度の大神である。私は久しい年月を経て重い罪を犯し、報いを受けている。この上は、永遠に神の身を離れるために、仏教に帰依したい」。何と神様が、自分の罪科を悔いて仏門に入るといいます。多度大社と言えば、皇室の祖神である伊勢神宮とのかかわりも深い由緒ある神社です。この神が「神としてやっていくことに自信を失い仏に帰依したい」といいます。

大宝元（701）年に大宝律令が制定され、日本は律令制度によって整備されます。税制面では租庸調という基本的な税が定められます。神社は祖を徴税する機関にもなりました。また、国、郡、里などの地方官制が敷かれ、豪族たちは地方官として土地を統べることとなりました。豪族にとって、神社は統治の上で重要な役割を果たしたのです。

しかしながら、聖武天皇の鎮護国家を旨とする仏教布教によって、地域には国分寺国分尼寺をはじめとする寺院が建ちはじめ、人々の関心は寺院へと向かいます。神社は権威を失い、成り立ちがたくなっていったのです。この事実を苦慮した地方豪族が、神社の存続を願うために、寺院に協力を依頼しました。日本独特の現象である神仏習合は、こういう形で進んだようです。』・・・と。

もちろん、聖武天皇の後、次第に寺院の力がついていくと、相対的に神社の力が弱くなっていくとはいえ、神社が寺院に置き換わるわけでもなく、神仏習合の形で神社はそれなりの力を維持していく。また、藤原不比等の時代に不比等の直系が藤原家を名乗り、その他

は中臣家を名乗ることになったが、藤原家は、いろいろ紆余曲折はあるけれど、平安時代において絶大な権力を得て、藤原道長のようにわが世を謳歌するようになる。

このような二つの事柄があるけれど、藤原不比等が大祓（おおはらい）を国家計画化したことの歴史的意義は非常に大きかったのであり、藤原家とか中臣家とかいう個人的なことはともかく、天皇を中心とした国家体制を創ったという藤原不比等の功績は実に大きいと言わねばなるまい。